

議案第13号

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年 3月 3日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

阿見町附属機関の設置に関する条例(平成20年阿見町条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

阿見町要保護児童 対策地域協議会	阿見町要保護児童対策地域協議会要綱（平成17年阿見町告示第16号）に基づき、支援対象児童等に関する情報その他支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行い、及び支援対象児童等に対する支援の内容等を協議する。
阿見町子育て支援 ネットワーク会議	阿見町地域子育て支援センター事業実施要綱（平成21年阿見町告示第42号）に基づき、子育て支援に関する情報交換、調査、研修等に関すること等を行う。

を

「

阿見町要保護児童 対策地域協議会	阿見町要保護児童対策地域協議会要綱（平成17年阿見町告示第16号）に基づき、支援対象児童等に関する情報その他支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行い、及び支援対象児童等に対する支援の内容等を協議する。
---------------------	--

に改める。

」

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

阿見町附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行			改正後			備考
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関名	主な担当事務	附属機関 の属する 執行機関	附属機関名	主な担当事務	
町長	(略)	(略)	町長	(略)	(略)	
	阿見町要保護児童対策地域協議会	阿見町要保護児童対策地域協議会要綱（平成17年阿見町告示第16号）に基づき、支援対象児童等に関する情報その他支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行い、及び支援対象児童等に対する支援の内容等を協議する。		阿見町要保護児童対策地域協議会	阿見町要保護児童対策地域協議会要綱（平成17年阿見町告示第16号）に基づき、支援対象児童等に関する情報その他支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行い、及び支援対象児童等に対する支援の内容等を協議する。	
	阿見町子育て支援ネットワーク会議	阿見町地域子育て支援センター事業実施要綱（平成21年阿見町告示第42号）に基づき、子育て支援に関する情報交換、調査、研修等に関すること等を行う。				
	(略)	(略)		(略)	(略)	
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)	

議案第 13 号 説明資料

【主な改正の理由】

附属機関の廃止に伴い、該当附属機関の廃止を行うもの。

【改正の事由等】

附属機関名	区分	事由	所掌事項
阿見町子育て支援ネットワーク会議	廃止	阿見町地域子育て支援センターの廃止に伴う廃止	子育て支援に関する情報交換、調査、研修等に関すること等を行う。